

# 名家連ニュース

平成 25 年 4 月 9 日 (火)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀場 洋二  
TEL/FAX (052) 411-2890 NO. 247 号

## 名古屋市精神障害者家族ピアサポート総合事業委託契約書(抜粋)

(総則) 第 1 条 甲は、「名古屋市精神障害者家族ピアサポート総合事業実施要綱」第 2 条の規定に基づき、家族ピア相談事業及び家族交流事業の実施を乙に委託する。

(委託業務) 第 2 条 前条に規定する委託業務は、要綱第 4 条に規定する事業内容に関することとする。

(活動日報等) 第 10 条 乙は、項の定める様式により、事業にかかわる活動日報及び月報を作成し、翌月 10 日までに甲に提出するものとする。

(事業報告) 第 11 条 乙は、要綱第 7 条に基づき、事業完了後 30 日以内に甲の定める様式により事業報告を甲へ提出するものとする。

(関係書類の整備) 第 12 条 乙は、受託事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するとともに、相談記録簿の帳簿を整備し、5 年間保存するものとする。

平成 25 年 4 月 1 日

甲 名古屋市健康福祉局長 瀧野 敬吾 印

乙 特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会会長 堀場 洋二 印

## 名古屋市精神障害者家族ピアサポート総合事業実施要綱(抜粋)

(実施主体) 第 2 条 当該事業の実施に必要な能力や経験を有する精神障害者の家族等により構成される団体等であって、事業の実施について適当と認める者への委託により実施する。

(定義) 第 3 条 「家族ピア相談事業」とは、精神障害者の家族を対象とし、精神障害者の家族による家族ならではのピア相談を行う事業をいう。

2 「家族交流事業」とは、精神障害者の家族同士の繋がりを深める事業をいう。

(事業内容) 第 4 条 事業実施者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 家族ピア相談事業 (2) 家族交流事業

2 事業実施者は、事業の実施状況が分かる記録を整備し、適宜、市へ報告を行うものとする。

附則 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

みなみ家族会総会講演(平成 25 年 4 月 8 日)

講師 山田 浩雅氏(愛知県立大学看護学部教授)

小中学校における精神疾患教育の導入について - 当事者家族の面接調査から -



山田先生の学術研究テーマ「小中学校の教科書問題」について 14 家族会 81 名の家族の皆さんにご協力いただきました。この度、家族調査結果と研究成果について講演発表がありました。各家族会の皆さんへの報告機会の設定について「4 月 20 日の代表者会議」で相談します。



## 家族会代表者会議開催の案内

— 時間案内(名家連ニュース 245 号)の訂正 —

平成 25 年 4 月 20 日(土) 午後 1 時~3 時半



5 月 27 日(月)

バス旅行代金

(7,980 円)

集めま〜す♪